

**2025年度造船関係事業資金
低・脱炭素船舶建造資金融資
【応募の手引き】**



◆◆◆ 目次 ◆◆◆

1. 募集要項	P. 2
2. 造船関係事業資金の融資制度の目的と仕組み	P. 3
3. 「低・脱炭素船舶建造資金」について	P. 3
4. 事業者向け注意事項	P. 5
(1) ご利用の手順	P. 5
(2) 借入申込時の提出書類	P. 5
(3) 「起工報告書」	P. 6
(資料1) 起工報告書	P. 6
(4) 建造する船舶が『新燃料船』であることを証する書類	P. 7
(資料2) 建造船舶が「新燃料船」であることの説明書	P. 7
(5) 借入計画書	P. 8
(資料3) 取締役会議事録記載例	P. 8
(6) 貸付申込書	P. 9
(資料4) 低・脱炭素船建造資金 貸付申込書記載例	P. 10
5. 金融機関向け注意事項	P. 11
(1) 事務取扱要領について	P. 11
(2) 取扱金融機関への融資取扱経費支給について	P. 11
(資料5) 低・脱炭素船建造資金に関する確認書	P. 13
(資料6) 融資取扱経費支給申請書	P. 14

1. 2025年度 募 集 要 項

資金種別名	低・脱炭素船舶建造資金貸付制度
年間募集予定額	150 億円/年 （内訳：新燃料船※100 億円、その他燃料船 50 億円）
融資対象者	低・脱炭素船舶を建造する事業者(船主)
融資金の用途 (注1)	環境負荷低減効果に優れる LNG、アンモニア、水素を主機関の燃料とする船舶（以下「新燃料船」※といいます）、または海事産業強化法(令和3年法律第43号)に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する資金。ただし融資申込年度以降の支払に充当する資金に限ります。
融資金の限度額 (注2)	所要資金額の80%以内で、1隻20億円以内、1事業者1年度40億円以内。ただし、新燃料船以外の船舶は1隻10億円以内、1事業者1年度20億円以内。
貸付利率	年0.01%(償還期限まで固定)
融資利率	年0%(償還期限まで固定)
償還期限と償還方法	4年以上18年以内の割賦償還(年2回 4月、10月)とする。当初の3年6カ月以上4年以内の据置期間を設ける。
融資申込の受付時期 (下記の表を参照)	一般設備資金の受付時期と同じ(5月、7月、10月、1月)
融資金の交付時期 (下記の表を参照)	一般設備資金の実行時期と同じ(7月、8月、12月、3月)
融資取扱経費の支給	日本財団は、融資残高に対し年利1.0%(償還期限まで固定)+消費税を、融資取扱経費として取扱金融機関へ給付する(年2回:4月、10月)

(注1)原則として(一社)日本中小型造船工業会または(一社)地方小型船舶工業会に加入する造船所で建造する場合に限ります。

(注2)申込額合計が融資対象船舶の主機関の燃料種類別の融資枠を超えた場合は、主機関燃料の種類による所定の優先順位に従って貸付決定を行う他、申込額から減額しての貸付実行額とする場合があります。

(注3)同一の船舶を融資対象として複数回の借入申込は出来ませんのでご注意ください。

(注4)この制度の利用を申し込む際は、必ず事前に日本財団海洋船舶チーム宛に、資金使途(建造船舶概要及び資金調達計画等)の内容について電話等(TEL:03-6229-5142)でご相談ください。

【2025年度 申込受付及び資金交付の日程(一般の設備資金日程と同じです)】

資金種類	回次	受付期間	受付会場	資金交付(予定)
低・脱炭素船舶 建造資金(設備)	第1回	2025年5月7日～16日	東京 福岡 今治 広島 大阪	2025年7月11日
	第2回	2025年7月1日～2日	東京(日本財団ビル)	2025年8月21日
	第3回	2025年10月2日～14日	東京 福岡 今治 広島 大阪	2025年12月11日
	第4回	2026年1月14日～15日	東京(日本財団ビル)	2026年3月12日

2. 造船関係事業資金の融資制度の目的と仕組み

- ◆日本財団(以下、「財団」といいます。)が行う造船関係事業資金貸付事業は、モーターボート競走法第45条に基づき、モーターボートその他の船舶、船舶用機関、及び舶用品の製造に関する事業の振興を目的として、ボートレースの収益金を活用して造船関係事業者の方々に長期・低利で融資を行う制度です。
- ◆融資の方法は、造船関係事業を営んでいる方々のお申し込みにより、融資を必要とする資金(設備資金・船舶建造資金・運転資金)を財団が金融機関に貸付け、貸付を受けた金融機関がその資金を事業者の方々に融資する仕組みで行われます。
- ◆融資金借入の仕組み図については、財団の発行する事業者向け『融資申請のあんない』P4、および金融機関向け『事務取扱要領』P16をご参照ください)

3. 「低・脱炭素船舶建造資金」について

(1) 制度の趣旨

財団は、環境負荷低減効果に優れる LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶、(以下「新燃料船」といいます) や、「海事産業強化法(令和3年法律第43号)」による特定船舶導入計画の認定を受けた船舶(以下「特定船舶」といいます) の建造などについて、建造事業者「無利息融資」を行う「低・脱炭素船舶建造資金貸付」制度を設けて、地球環境に配慮した船舶の建造を行う事業者(船主)を支援し、合わせて船舶や省エネ機器の製造・提供を行う造船関係業界の振興を図るものです。

(2) 融資対象者及び融資金の使途

ア. 融資対象者

低・脱炭素船舶を建造しようとする事業者

イ. 融資金の使途

「新燃料船」または新燃料船以外の「特定船舶」を建造する資金。ただし融資申込の年度以降の支払に充当する資金に限ります。なお、乗り出し費用は建造費用に含まれません。

ウ. 子会社等への転貸について

子会社等(外国子会社を含む)へ資金を転貸して子会社等が船舶を建造する場合の、転貸資金も資金使途に含みます。

エ. 建造する造船所について

原則として(一社)日本中小型造船工業会または(一社)地方小型船舶工業会に加入する造船所で建造する場合に限ります。

(3) 融資の申込時期について

- ・本制度は、融資対象の船舶の建造契約締結済みであることを要します。但し新燃料船以外の船舶建造の場合は起工・着工済みであることを要します。
- ・融資申込は、対象船舶について1回限りとし、同一の船舶を対象として本制度の複数回の融資申込はできません。

- ・同時に2隻以上の建造資金の融資を申し込む場合、1隻毎に融資申込を行ってください。
- ・2金融機関以上で（協調）融資を行う場合は、1金融機関ごとに借入書類等をご提出ください。

（４）融資金の融資割合（融資率）および融資限度額について

- ・融資割合（融資率）は建造請負金額（＝所要資金額、消費税込み）の80%以内で、1隻につき20億円以内、1事業者1年度40億円を限度とします。
- ・但し、新燃料船以外の建造の場合は、1隻につき10億円以内、1事業者1年度20億円を限度とします。

（５）融資申込額と貸付実行額の関係について

- ・融資申込額合計が融資対象船の主機関の燃料種類別の融資枠を超えた場合は、主機関の燃料種類による所定の優先順位（水素→アンモニア→LNG）に従って貸付決定を行う他、融資申込額から減額しての貸付実行額とする場合があります。
- ・また、申込が多く年度途中で融資予定枠を超過した場合、年度内の次回募集を取りやめる場合もありますので、金融機関と本制度の取扱いにつき十分話し合っておいてください。

（６）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「鉄道・運輸機構」と略します）と建造費用を分担する船舶（以下「共有船」といいます。）の建造の場合

- ・融資限度については建造請負金額（消費税込み）の80%以内で、鉄道・運輸機構の費用分担額を控除した金額以内とします。
なお、乗り出し費用は建造資金に含まれません。
- ・同一年度内であれば、1隻の船舶につき本融資制度と一般設備資金の共有船融資制度の利用が可能です。検討される事業者の方は予め財団にご相談ください。
- ・共有船が「特定船舶」の場合には、「機構船」専用の借入計画書を使用してください。

（７）融資条件について

ア．無利息融資の実施と貸付金利率・取扱経費の支払いについて

- 本制度では、取扱金融機関には事業者に対し全期間無利息（0%）融資を行って頂きます。
- 財団は取扱金融機関に全期間「0.01%」で貸し付けますが、上記の通り金融機関に無利息融資を行って頂くことから、金融機関に対し「取扱経費」として償還までの全期間にわたり「1.0%+消費税」を支払います。

但し、金融情勢の急激な変化がある場合は、募集時点で見直す場合があります。

イ．償還期限及び据置期間について

- 本制度の償還期限は「4年以上18年以内」とし、原則として期限の延長はありません。
- 元本返済開始までの据置期間は「3年6カ月以上4年以内」です（P.10 参照）。

4. 事業者向け注意事項

(1) ご利用の手順

- ◆「低・脱炭素船建造資金貸付」の融資申込および融資後の手続きは、この手引きに記載のある事項以外は、原則として、当財団が別途定めている「**2025 年度造船関係事業資金融資申請のごあんない**」に従って行ってください。概略は次の通りです。

◆①取引金融機関による事前与信審査

まず事業者の方が取引金融機関で財団融資利用につき事前に借入審査を行っていただき、金融機関から「**融資内諾通知書**」(借入計画書の書式の中に入っています)を受領します。

②財団への借入申し込み

次に、受付期間内(年4回)に、財団所定の低・脱炭素船建造専用の「**借入計画書**」に、金融機関の「**融資内諾通知書**」、事業者の「**連帯保証関係書類(注)**」を添付して借入申込みいただきます。

(注)「連帯保証」とは、金融機関が破綻し万一財団からの借入金が返済できなくなった場合などに、事業者の方が直接財団に金融機関の借入金を返済することになります。取締役会議事録(写)* (P.8 参照)、履歴事項全部証明書、代表者印鑑証明書、定款(写)を添付していただきます。(※事業者が取締役会がない場合には、株主総会議事録(写)を添付してください。記載例は財団のホームページをご参照ください。)

③財団の審査及び決定通知

財団は借入申込書類を点検し、金融機関から「**貸付申込書**」(P.10 参照)の提出を受けた上、内容に問題なければ財団の理事会審議・承認手続きを経て「**貸付決定**」を行います。事業者の方へは財団から、金融機関の方へは貸付業務委託先の商工組合中央金庫から「**決定通知**」が郵送されます。

④融資の実行

貸付金の交付は、財団へ借入申込後約2か月後です。(本年度の日程は、本手引きのP.2 募集要項の下欄や、「融資申請のごあんない」「取扱要領」の見開きページをご覧ください。)

事業者の方は、財団と金融機関の締結する金銭消費貸借契約証書に、連帯保証人として署名捺印していただきます(押印手続きは金融機関の方で準備します)。

- 不明の場合は日本財団海洋事業部海洋船舶チーム([TEL:03-6229-5142](tel:03-6229-5142))あて電話等でお問い合わせください。

(2) 借入申込時の提出書類

- ①借入計画書(財団所定書式の低・脱炭素船舶用)※
- ②会社経歴書または会社案内
- ③決算報告書(過去3年間、製造原価明細及び販管費明細を添付)
- ④連帯保証に係る取締役会議事録(写) または株主総会議事録(写)※
- ⑤履歴事項全部証明書(外国子会社は会社設立証明書(グッドスタンディング))
- ⑥代表者の印鑑証明書(実行予定日の3ヶ月以内発行のもの)
- ⑦定款(写)
- ⑧船舶建造工事請負契約書(写)

⑨起工報告書(下記(3)参照) ※

⑩特定船舶である場合、国土交通大臣の「認定書」(写)(P.7(4)参照)

⑪特定船舶でない場合は、「新燃料船」であることの説明書(P.7(4)参照)※

⑫建造造船所が所属する造船関係団体で発行する「団体加入証明書」

⑬子会社等へ転貸する場合は、親会社との密接な関係を有する事実を説明できる資料

⑭取扱金融機関発行の「融資内諾通知書」※(借入計画書のP11)

⑮貸付申込書・融資金の使途(取扱金融機関から、後日財団宛に直送される)※

(注)鉄道・運輸機構の共有船の場合は「融資申請のごあんない」P15をご参照ください。

※印の書式は、財団のホームページに掲載されていますのでご利用ください。

URL https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan

(3)「起工報告書」の提出(鉄道・運輸機構の共有船の場合は「起工確認報告書」(写)となります)(注:新燃料船建造の場合はこの書類は不要です)

借入申込時には、請負契約書(写)にあわせ、「起工報告書」を提出して下さい。

書式は下記(資料1)をご参照ください。

(資料1) 起工報告書

起工報告書

2025 年 月 日

公益財団法人 日本財団

会 長 笹川 陽平 殿

建造事業者名 (船主)

所 在 地

会 社 名

代表者名

印

公益財団法人日本財団が行う、2025年度造船関係事業「低・脱炭素船舶建造資金」の融資対象船舶の建造につき、下記の通り起工しましたので報告します。

記

1. 建造請負造船所名 所 在 地
会 社 名
代表者名

建造場所	〇〇工場	第〇ドック
2. 起工年月日	2025 年	月 日
3. 船 種	総トン	鋼製 船
4. 製造番号	第	番船

以 上

(4) 建造する船舶が「新燃料船」であることを証する書類

- 建造する船舶が「特定船舶」である場合には。申請時に国土交通大臣の「認定通知書」(写)を添付の上提出してください(認定申請時に提出の、対象船舶の省エネ機器等の設備の有無を記した別表のコピーも添付してください)。
- 「特定船舶」ではない「新燃料船」の場合は、財団ホームページからダウンロードして下記書類((資料2)建造船舶が「新燃料船」であることの説明書)をご提出ください。

(資料2) 建造船舶が「新燃料船」であることの説明書

年 月 日
公益財団法人 日本財団 御中
(申請者) 所在地 事業者名 (船主) 代表者名 (印)
貴財団が行う「低・脱炭素船舶建造資金」の借入申込にあたり、弊社が今回建造する船舶が下記の通り、主機関の燃料について、財団が定める(「LNG 焚き」「アンモニア焚き」「水素焚き」)の船舶であることを証明します。 なお、主機関が竣工後に当初予定のものと相違した場合などには、貴財団貸付金の限度額等の特例に関する規則第7条(8)(ロ)の定め反するものとして、貴財団貸付業務規程第11条に基づき貴財団の「低・脱炭素船舶建造資金貸付」制度でご融資いただいた資金を繰上償還することを承諾します。
○ 建造予定船舶(外航・内航) の概要 借入計画書P7の「設備計画の概要」をご参照下さい ◆主機関について 主機関_____焚き

製造メーカー_____社製
型式_____

◆本船の環境負荷低減につながる設備・船用機器(船形、プロペラ・舵等)

○ 建造造船所 所在地_____
事業者名_____
代表者名_____

(5) 借入計画書

○申込にあたって作成する借入計画書は、財団が制定した「_____年度造船関係事業設備資金(低・脱炭素船舶の建造)」を使用してください(鉄道・運輸機構の共有船の場合は「_____年度造船関係事業設備資金(機構船)借入計画書」を使用してください)。

借入計画書書式は、財団へ申し出るか、財団ホームページ

URL https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan

からEXCEL版をダウンロードしてご作成願います。

○「取締役会議事録」の記載例については P8の記載例をご参考ください。

(資料3) 取締役会議事録記載例

小田原海運株式会社第○回取締役会議事録

1. 日 時 ○○○○年4月1日午前9時00分
1. 場 所 神奈川県小田原市城内1丁目1番1号 本社会議室
1. 出席者 取締役総数：3名 出席取締役：3名 監査役総数：1名 出席監査役：0名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役社長甲野太郎が定刻議長席につき審議に入った。

<議案> 「日本財団2025年度造船関係事業設備資金(低・脱炭素船舶)の融資」に係わる株

式会社小田原銀行の借入に対する連帯保証契約の件

議長は、本議案を付議し、当社が融資を受ける予定の株式会社小田原銀行（以下、「小田原銀行」という）が公益財団日本財団（以下、「日本財団」という）から下記金員を借入れるにあたって、日本財団の貸付業務規程により、連帯保証を必要とすることから、当社が連帯保証人となる件について説明し、審議を求めた。

- ① 借入申込金額 〇〇〇〇〇〇万円（2025 年度低・脱炭素船舶建造資金：第〇回設備資金）
※但し、保証金額は融資実行金額とする。

- ② 利 率 年 0. 0 1 %

- ③ 特 約 連帯保証人であるが、主たる債務者である小田原銀行の経営が破綻した場合に請求を受けるものである。また、本借入に係わる債権が日本財団が認めた営業譲渡により他の金融機関へ移転されても引き続き連帯保証を引き受けるものとする。

本件につき、専務取締役乙野次郎より、当社が小田原銀行から融資を受ける必要性及び日本財団の貸付制度における連帯保証条項などについて説明があり、慎重に審議した結果、当社において融資を受ける必要があり、他方、連帯保証に応じても小田原銀行の資力に鑑みて格別の不安はないと思われる等の理由により、当社に対する融資が決定した場合には、決定した貸付金に対して当社は日本財団の貸付業務規程を遵守することとし、出席取締役全員一致をもって本議案を承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前 9 時 30 分閉会を宣した。以上の結果を明らかにするために、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は次に記名捺印する。

議長 代表取締役社長 甲野太郎 (印)
取 締 役 乙野次郎 (印)
取 締 役 丙野三郎 (印)

本取締役会議事録（写）は原本と相違ありません。

年 月 日

神奈川県小田原市城内 1 丁目 1 番 1 号

小田原海運株式会社

代表取締役 甲野太郎 (印)

（６）貸付申込書

○事業者が借入計画書を作成して財団に融資申請をした後、金融機関は決められた提出期限までに「貸付申込書」と「融資金の使途」財団宛にご提出いただきます。ご提出がない場合は貸付実行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

○貸付申込書作成にあたっては、事業者と金融機関で申込内容の擦り合わせを行って、記載内容に間違いのないよう記載して下さい。

○今年度の本制度の償還期限・据置期間・借入希望日は次の通りです。ご参考ください。

資金種類	回次	償還期限 (最長の期限)	据置期間 (初回の元本返済日)	借入希望日
低・脱炭素船舶 建造資金(設備)	第1回	2043年4月15日 (令和25年4月15日)	3年9ヵ月 (2029年4月15日)	2025年7月11日
	第2回	2043年4月15日 (令和25年4月15日)	3年7ヵ月 (2029年4月15日)	2025年8月21日
	第3回	2043年10月15日 (令和25年10月15日)	3年10ヵ月 (2029年10月15日)	2025年12月11日
	第4回	2043年10月15日 (令和25年10月15日)	3年7ヵ月 (2029年10月15日)	2026年3月12日

※本制度は、一般の設備資金より償還期限・据置期間ともに長くなっています。

※借入希望日は、資金実行予定日です。

(資料4) 低・脱炭素船舶建造資金 貸付申込書記載例

	年 月 日
公益財団法人 日本財団 会 長 笹 川 陽 平 殿	
申込者 所 在 地 名 称 代表者氏名	印
2025 年度造船関係事業 低・脱炭素船舶建造設備資金貸付申込書	
貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申しいたします。	
記	
1. 貸付申込額	金 円
2. 貸付の条件	
(1) 利 率	(注2) 年 0. 0 1 パーセント
(2) 償還期限	年 月 日
(3) 据置期間	(注1) 3 年〇ヵ月
(4) 償還方法	据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
(5) 利息の支払方法	毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払は貸付金の償還期限に支払う。

3. 融資の内容

(1) 融資先

(2) 融資額 金 円

(3) 融資金の使途 別添「融資金（設備資金）の使途」のとおりとする。

(4) 融資の条件

(イ) 融資金の利率 (注 2) 年 0 パーセント

(ロ) 融資金の償還期限 年 月 日

(ハ) 融資金の据置期間 (注 1) 3 年〇ヵ月

(ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年 4 月および 10 月の年 2 回割賦償還し、
期限に完済する。

(ホ) 利息の支払方法 毎年 4 月および 10 月の年 2 回当日までの分を後払い
し、最終の支払は融資金の償還期限に支払う。

4. 貸付金の借入希望日 年 月 日

5. 貸付金の取扱店

6. 連帯保証人（予定）(注 3)

7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第 2 条第 2 項に該当しない
ことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

金融機関コード _____

<注意事項>

(注 1) 据置期間は、「3 年 6 カ以上 4 年以内」と定められています。貸付実行時期により据置期間は決まりま
す。1 カ月未満の端数は切り捨てとなります。

(注 2) 貸付利率は 2025 年度：0.01% です。本制度の融資利率は、0% です。

(注 3) この保証人は、財団が取扱金融機関に対して行う貸付金の連帯保証人で、融資先海運事業者の会社名・代
表者名をご記入ください。

5. 金融機関向け注意事項

(1) 事務取扱要領について

- 「低・脱炭素船舶建造資金貸付」制度に係る取扱金融機関における事務の取扱にあたっては、
この手引きに記載のある事項以外は、原則として、当財団が定めている「造船関係事業資金貸
付制度事務取扱要領」に従って処理していただく必要がありますので、必ず別冊の事務取扱要
領をご確認の上お取り扱いください。
- 不明の場合は後記の日本財団海洋事業部海洋船舶チーム (TEL: 03-6229-5142) あて電話等でお問
合せください。

(2) 取扱金融機関への融資取扱経費支給について

- 本制度は、造船関係事業者に対して融資全期間「無利息(0%)融資」を実施していただくこ
とになりますので、財団から取扱金融機関に対し、毎年 4 月と 10 月に「取扱経費率 1.0%

＋消費税」で算出された「融資取扱経費」を金融機関からの支給申請書（（資料 6）を参照）に基づいて支払います。

①確認書の提出

○融資取扱経費の支給を受けようとする金融機関は、「低・脱炭素船舶建造資金に関する確認書」（（資料 5）を参照）に代表者印を押捺して、金銭消費貸借契約証書と一緒に日本財団の代理店である商工組合中央金庫の取次店へ提出してください。なお確認書への印紙(200 円)の貼付と割印を失念しないようにしてください。

②支給方法

- (a) 融資取扱経費は、金融機関からの申請に基づき、毎年 4 月 15 日、および 10 月 15 日までの分を当該日から 30 日以内に支給します。
- (b) 最終償還年までの各年 4 月、10 月毎の融資取扱経費の支給予定金額は、「融資取扱経費全期間支給予定表」により、金融機関へお知らせします。（支給予定表は融資先毎に 1 通作成し、貸付決定交付一覧表と同時期に送付いたします。）
- (c) 金融機関は、「融資取扱経費支給申請書」（事務取扱要領第 12 号補助様式）を毎年 3 月末日、および 9 月末日までに当財団へご提出下さい。なお、期限までに申請書が届かない場合は、融資取扱経費は支給致しませんのでご注意ください。
また、消費税インボイス制度が実施されていますので、支給申請書には申請金融機関の「登録番号」の記載をお願いします。
- (d) 融資取扱経費支給申請書の送付先は本手引書の裏面記載の財団の問合せ先と同じです。
- (e) 融資取扱経費の支給申請があった場合に、当財団においてその申請が適当であると認めたときは、当財団は、原則として届出済の「取引先要項届」による貸付金交付時の金融機関指定の預金口座へ代理店から振込扱いにて支給します。同口座への振り込みが都合悪い場合には、取扱経費専用の「口座登録依頼書」を商工中金事務センターにご提出ください。

③計算方法

- (a) 融資取扱経費の計算方法は、年利計算法によるものとし、その期間が 6 月に満たない場合は、1 年日割計算法によるものとします。
- (b) 融資取扱経費の円位未満の端数は、切り捨てるものとします。ただし、融資取扱経費の全額が円単位未満の場合は、これを切り捨てるものとします。

④計算式

(a) 年利計算法

6 月の場合の融資取扱経費＝未償還元金×年 1.0 パーセント×1/2

(b) 1 年日割計算法

6 月に満たない場合の融資取扱経費＝未償還元金×日数/365×年 1.0 パーセント

（分母は閏年の場合も 365 日とします。）

（注）融資取扱経費の支給日が、日本財団または金融機関の休日に該当したときは、支給日は、通常はその休日の直前の日本財団及び金融機関双方の営業日となります。

(資料 5) 低・脱炭素船舶建造資金に関する確認書

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所 在 地

名 称

代表者氏名

実印

低・脱炭素船舶建造資金に関する確認書

当行は、貴財団に差し入れた 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により、貴財団の貸付業務規程第 8 条、貸付金の限度額等の特例に関する規則第 1 条及び第 7 条（以下、諸規定という。）に規定する「**低・脱炭素船舶建造資金**」を、貴財団から借り入れるにあたって、次の各条項にしたがうことを確約いたします。

第 1 条 貴財団から借り受けた「**低・脱炭素船舶建造資金貸付**」に基づき当行が行う融資については、貴財団の諸規定に定める貸付金の運用基準に従って融資を行います。

第 2 条 貴財団の貸付業務規程第 7 条(6)(7)の定めに基づき、貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費の支給率は、当行が貴財団から借受けた「低・脱炭素船舶建造資金貸付金」（延滞金を除く）に対し年 1.0 パーセントとします。

第 3 条 貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費は、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から 4 月 15 日までを計算期間とし、その額は、貴財団の貸付業務規程附録第 1 の 2. により算出した額とします。

第 4 条 当行は、前条に定める計算期間毎に、当該計算期間の末日の属する月の前月の末日までに、当該期間に係る融資取扱経費の支給を貴財団へ申請いたします。

第 5 条 貴財団は、融資取扱経費の支給申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、第 3 条に定める計算期間の末日から 30 日以内にこれを支払うものとします。

第 6 条 当行について、本確認書に定める各条項ならびに、次の各号のひとつでも該当した場合は、貴財団は融資取扱経費の支給を打ち切ることができ、また貴財団の請求あるときは、当行はすでに支給を受けた融資取扱経費の全部若しくは一部を返還いたします。

1. 当行が貴財団の貸付金の限度額等の特例に関する規則第 7 条(8)に定める貸付金の運用基準（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の各号のひとつでも違反した場合。
2. 当行について貴財団の貸付業務規程第 7 条第 2 項の所定の各号の事由のひとつでも生じた場合。

第 7 条 貴財団から借り受けた「**低・脱炭素船舶建造資金**」に基づき当行が融資を行った融資先について、支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき、あるいは事業を廃止したときは、原則として貸付金は全額繰上償還いたします。

以上

(資料 6) 融資取扱経費支給申請書

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

住 所

金融機関名

代 表 者 名

印

金融機関コード: _____

登録番号 (*) : _____

融資取扱経費支給申請書

下記の貸付について、公益財団法人日本財団貸付業務規程第 7 条 (6) (7) に定める「融資取扱経費」の規定に基づき _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの分の融資取扱経費支給の承認を受けたいので申請します。

(単位: 円)

貸付金の 口座番号 (※)	融資の 相手方	貸 付 実行日	申請対象期間 の貸付金未償 還元金 (A)	融資取扱経費 の金額		消費税額 (10%) (C) = (B) × 10%	融資取扱 経費の支給 申請額 (B) + (C)	財団使用欄
				経 費 率	(B) = (A) × 1.6% 又は 1.0%			
金融機関 合 計				—				

※金融機関の登録番号(*)欄はインボイス制度で金融機関が取得した番号です。

※貸付金の口座番号は貸付決定通知で送付される元利金支払内訳表に印字されている口座番号です。

※貸付決定通知後に送付する、融資取扱経費支給予定表に記載の支給予定金額との一致をご確認下さい。

なお、経費率は「災害支援資金」「事業基盤強化資金」は 1.6%/年、「低・脱炭素船建造資金」は 1.0%です。

※申請対象期間の途中で繰上償還等により未償還元金に変動があった場合は、上記予定表の金額ではなく、1 年日割計算法で計算した額に消費税を加算した額を申請額として下さい(消費税額の円単位未満は切捨てです)。

※貸付金に延滞がある場合は(融資金の延滞の場合ではなく)、申請があっても支給は致しません。

<お問合せ>

日本財団 海洋事業部 海洋船舶チーム

電話 03-6229-5142 (ダイヤルイン)

FAX 03-6229-5150

URL [https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/
shipbuilding_loan](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

2025 年 4 月 1 日発行 (650S)